

# 令和元年度第1回 豊島区政策評価委員会 次第

令和元年7月22日（月）  
14時00分から  
於：庁議室（庁舎5階）

## 1. 開 会

## 2. 委員長選任

## 3. 副委員長指名

## 4. 会議録等の取り扱い

## 5. 議 事

(1) 令和元年度政策評価委員会における外部評価実施について

(2) まちひとしごと創生総合戦略の進捗状況について

(3) その他

---

### 【資料】

(資料1-1) 令和元年度政策評価委員会における外部評価実施概要（案）

(資料1-2) 施策評価一覧

(資料1-3) 施策評価表（平成30年度実施分）

(資料1-4) 平成30年度（令和元年度実施）事務事業評価概要

(資料1-5) 『まちひとしごと創生総合戦略』における重要業績評価指標（KPI）  
実績一覧表

### 【参考資料】

(参考1-1) 豊島区政策評価委員会委員名簿（令和元年度）

(参考1-2) 政策評価委員会に関する条例の抜粋

(参考1-3) 豊島区政策評価委員会運営要綱

(参考1-4) 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱

(参考1-5) 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱運用方針

## 令和元年度政策評価委員会における外部評価実施概要(案)

### 1. 目的

- 専門的知見から、内部評価結果の妥当性等についてチェックし、評価の客観性を確保する
- 専門的知見から評価手法等について助言

### 2. 評価対象施策の選定基準

以下の基準により 2 施策を抽出。

#### 【施策の抽出基準】

①28、29、30 年度に施策評価を実施（試行含む）した所管部局の施策を除外（令和元年度は政策経営部、土木担当部を想定）
②業績測定により進捗状況が目標値と大きく乖離した施策（達成状況が「未達成」、「大きく超過達成」から選定）
③重点施策（24 施策） ※「豊島区 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗管理という観点も含む

### 3. 評価対象施策の選定（案）

上記 2 の基準に基づき評価対象施策を抽出した。

	No.	施策名	評価者	達成率	選定理由
1	2-1-1	国際理解の推進	政策経営部	106.0%	（重点施策）
2	2-1-2	外国人住民とのコミュニティの形成・促進	政策経営部	175.7%	達成状況が「大きく超過達成」
3	6-3-2	道路・橋梁の整備と維持保全	土木担当部	98.1%	重点施策
4	6-4-4	無電柱化の推進	土木担当部	100.0%	
5	6-4-5	総合治水対策の推進	土木担当部	—	

#### 4. 開催スケジュール

スケジュール		内容
第1回	7月22日(月)	・外部評価対象施策の選定(2施策) ・基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況報告
第2回	9月5日(木)	・外部評価(1回目):1施策
第3回	9月30日(月)	・外部評価(2回目):1施策 ・基本計画改定について
第4回	11月7日(木)	・行政評価結果まとめ ・外部評価の課題整理 ・基本計画改定について
第5回	未定	・基本計画改定について(必要に応じて複数回開催)

#### 5. 外部評価の実施体制

第2回、第3回で各1施策を対象に外部評価を実施。

※1回あたり90～120分程度を想定

※金子委員は政策経営部の施策が外部評価対象となる回は委員から外れる

#### 6. 外部評価の公開

外部評価は、広く一般区民への公開により実施することとし、区政の透明性の拡大および区民への説明責任の向上を図る。

##### 【外部評価の公開実施についての周知方法】

- 広報としま
- ホームページ

施策評価一覧(H28-30政策評価対象施策は網掛け)

資料1-2

地域づくりの方向	政策	施策No.	施策	重点	施策達成率 H29	施策達成評価 H29	施策達成率 H30(速報値)	施策達成評価 H30(速報値)	評価 担当部	実施	
あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	参画と協働の推進	1-1-1	区民参画の推進		106.0%	A:達成	106.4%	A:達成	区民部		
		1-1-2	多様な主体による連携・協働の促進【重点】	○	115.4%	A:達成	128.3%	A:達成	区民部		
	地域力の向上	1-2-1	地域を担う人材・団体の育成支援		110.6%	A:達成	79.7%	B:相当程度達成	区民部		
		1-2-2	地域における活動拠点の充実【重点】	○	129.6%	A:達成	130.4%	S:目標超過達成	区民部	29	
多様性を尊重し合えるまち	多文化共生の推進	2-1-1	国際理解の推進【重点】	○	164.0%	S:目標超過達成	106.0%	A:達成	政策経営部		
		2-1-2	外国人住民とのコミュニティの形成・促進		190.1%	S:目標超過達成	175.7%	S:目標超過達成	政策経営部		
	平和と人権の尊重	2-2-1	平和と人権意識の普及・啓発		133.4%	S:目標超過達成	133.0%	S:目標超過達成	総務部		
	男女共同参画社会の実現	2-3-1	あらゆる分野における男女共同参画の推進【重点】	○	94.6%	B:相当程度達成	95.9%	B:相当程度達成	総務部	30	
		2-3-2	ワーク・ライフ・バランスの推進		69.6%	C:未達成	77.6%	B:相当程度達成	総務部		
		2-3-3	配偶者等暴力防止対策の充実		91.2%	B:相当程度達成	78.6%	B:相当程度達成	総務部		
すべての人が地域で共に生きていけるまち	地域福祉の推進	3-1-1	福祉コミュニティの形成		109.9%	A:達成	147.6%	S:目標超過達成	保健福祉部		
		3-1-2	総合的・包括的なケア基盤の充実【重点】	○	127.2%	A:達成	127.4%	A:達成	保健福祉部		
		3-1-3	福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進		98.8%	B:相当程度達成	133.7%	S:目標超過達成	保健福祉部		
	地域における自立生活支援	3-2-1	日常生活への支援【重点】	○	93.8%	B:相当程度達成	93.4%	B:相当程度達成	保健福祉部		
		3-2-2	就労支援の強化		124.1%	A:達成	105.4%	A:達成	保健福祉部		
		3-2-3	社会参加の促進		136.1%	S:目標超過達成	120.1%	A:達成	保健福祉部	29	
		3-2-4	介護予防の推進		138.1%	S:目標超過達成	113.9%	A:達成	保健福祉部		
	健康な生活の維持・増進	3-3-1	がん・生活習慣病対策等の推進		85.6%	B:相当程度達成	86.6%	B:相当程度達成	池袋保健所	28	
		3-3-2	こころと体の健康づくりの推進【重点】	○	91.4%	B:相当程度達成	88.2%	B:相当程度達成	池袋保健所		
		3-3-3	健康危機管理の強化		76.7%	B:相当程度達成	67.5%	C:未達成	池袋保健所		
		3-3-4	地域医療体制の充実		101.8%	A:達成	143.2%	S:目標超過達成	池袋保健所		
	子どもと共に育むまち	子どもの自己形成・参加支援	4-1-1	子どもの社会参加・参画の促進		121.6%	A:達成	115.7%	A:達成	子ども家庭部	
			4-1-2	困難を有する子どもやその家族への支援【重点】	○	65.4%	C:未達成	141.4%	S:目標超過達成	子ども家庭部	29
			4-1-3	子どもの成長を地域で支えるための環境整備		88.4%	B:相当程度達成	94.5%	B:相当程度達成	子ども家庭部	
子ども・子育て支援の充実		4-2-1	地域の子育て支援の充実		118.0%	A:達成	123.2%	A:達成	子ども家庭部		
		4-2-2	保育施設・保育サービスの充実【重点】	○	100.3%	A:達成	-	-	子ども家庭部		
学校における教育		4-3-1	「確かな学力」の育成		101.1%	A:達成	-	-	教育部		
		4-3-2	「豊かな人間性」の育成		96.2%	B:相当程度達成	-	-	教育部		
		4-3-3	「健やかな心と体」の育成【重点】	○	101.8%	A:達成	-	-	教育部		
		4-3-4	教師力の向上と教育環境の整備		100.8%	A:達成	-	-	教育部		
地域に信頼される教育		4-4-1	家庭教育の支援		108.6%	A:達成	-	-	教育部		
		4-4-2	地域人材の活用		100.0%	A:達成	-	-	教育部		
		4-4-3	学校施設の整備【重点】	○	100.0%	A:達成	-	-	教育部		
未来を切り拓くとしまの子の育成		4-5-1	新しい時代を拓く教育の推進【重点】	○	103.8%	A:達成	-	-	教育部	30	
		4-5-2	幼児教育プログラムの展開		103.6%	A:達成	-	-	教育部		

施策評価一覧(H28-30政策評価対象施策は網掛け)

資料1-2

地域づくりの方向	政策	施策No.	施策	重点	施策達成率 H29	施策達成評価 H29	施策達成率 H30(速報値)	施策達成評価 H30(速報値)	評価 担当部	実施	
みどりのネットワークを形成する環境のまち	みどりの創造と保全	5-1-1	みどりの拠点拡大【重点】	○	99.3%	B:相当程度達成	95.5%	B:相当程度達成	都市整備部		
		5-1-2	みどりのネットワークの形成		141.2%	S:目標超過達成	120.7%	A:達成	環境清掃部	30	
	環境の保全	5-2-1	低炭素地域社会づくりの推進		95.4%	B:相当程度達成	95.2%	B:相当程度達成	環境清掃部		
		5-2-2	自然との共生の推進		110.2%	A:達成	107.2%	A:達成	環境清掃部		
		5-2-3	地域美化の推進【重点】	○	117.9%	A:達成	100.3%	A:達成	環境清掃部		
		5-2-4	都市公害の防止		121.3%	A:達成	124.4%	A:達成	環境清掃部		
	ごみ減量・清掃事業の推進	5-3-1	3Rの推進【重点】	○	84.4%	B:相当程度達成	81.0%	B:相当程度達成	環境清掃部		
		5-3-2	安定的で適正なごみ処理の推進		102.0%	A:達成	103.1%	A:達成	環境清掃部		
	人間優先の基盤が整備された安全・安心のまち	文化と魅力を備えたまちづくり	6-1-1	地域の特性を生かした市街地の形成		130.5%	S:目標超過達成	136.0%	S:目標超過達成	都市整備部	
			6-1-2	池袋副都心の再生【重点】	○	111.1%	A:達成	125.7%	A:達成	都市整備部	
6-1-3			活力ある地域拠点の再生		112.5%	A:達成	108.9%	A:達成	都市整備部		
6-1-4			新・旧庁舎を活用した文化にぎわいの創出		125.0%	A:達成	133.1%	S:目標超過達成	都市整備部		
魅力ある都心居住の場づくり		6-2-1	安全・安心に住み続けられる住まいづくり【重点】	○	99.6%	B:相当程度達成	107.5%	A:達成	都市整備部		
		6-2-2	良質な住宅ストックの形成		54.0%	C:未達成	55.9%	C:未達成	都市整備部	30	
魅力をささえる交通環境づくり		6-3-1	総合交通戦略の推進		96.7%	B:相当程度達成	92.2%	B:相当程度達成	都市整備部		
		6-3-2	道路・橋梁の整備と維持保全【重点】	○	110.7%	A:達成	98.1%	B:相当程度達成	土木担当部		
		6-3-3	自転車利用環境の充実		129.3%	A:達成	130.9%	S:目標超過達成	都市整備部		
災害に強いまちづくり		6-4-1	災害に強い都市空間の形成【重点】	○	97.1%	B:相当程度達成	91.2%	B:相当程度達成	都市整備部		
		6-4-2	自助・共助の取組みへの支援		70.6%	B:相当程度達成	70.6%	B:相当程度達成	総務部		
		6-4-3	被害軽減のための応急力対応力向上		70.6%	B:相当程度達成	62.3%	C:未達成	総務部		
		6-4-4	無電柱化の推進		100.0%	A:達成	100.0%	A:達成	土木担当部		
		6-4-5	総合治水対策の推進		100.0%	A:達成	-	-	土木担当部		
日常生活における安全・安心の強化		6-5-1	治安対策の推進【重点】	○	93.8%	B:相当程度達成	105.7%	A:達成	総務部	29	
		6-5-2	交通安全対策の推進		83.6%	B:相当程度達成	81.8%	B:相当程度達成	都市整備部		
魅力と活力にあふれるにぎわいのまち		産業振興による都市活力創出	7-1-1	新たなビジネスの支援の展開【重点】	○	109.0%	A:達成	96.1%	B:相当程度達成	文化商工部	
			7-1-2	地域産業の活性化		97.5%	B:相当程度達成	94.6%	B:相当程度達成	文化商工部	
			7-1-3	消費者権利の実現支援		140.1%	S:目標超過達成	121.7%	A:達成	文化商工部	
		観光による賑わいの創出	7-2-1	観光資源の発掘と活用【重点】	○	56.6%	C:未達成	0.0%	0	文化商工部	
	7-2-2		魅力的な観光情報の発信		79.6%	B:相当程度達成	81.9%	B:相当程度達成	文化商工部		
	7-2-3		来街者の受入環境の整備		135.4%	S:目標超過達成	85.3%	B:相当程度達成	文化商工部	28	
伝統・文化と新たな息吹きが融合する魅力を世界に向けて発信するまち	アート・カルチャーによるまちづくりの推進	8-1-1	多様な芸術・文化の創造と創造環境の整備		82.5%	B:相当程度達成	59.1%	C:未達成	文化商工部		
		8-1-2	地域文化・伝統文化の継承と発展		162.2%	S:目標超過達成	200.1%	S:目標超過達成	文化商工部		
		8-1-3	交流の推進による賑わいと発展の共有		85.7%	B:相当程度達成	81.8%	B:相当程度達成	文化商工部		
		8-1-4	アート・カルチャーによる魅力の発信【重点】	○	172.6%	S:目標超過達成	155.1%	S:目標超過達成	文化商工部		
	生涯学習・生涯スポーツの推進	8-2-1	多様な学習活動への支援		107.5%	A:達成	97.0%	B:相当程度達成	文化商工部		
		8-2-2	スポーツ・レクリエーション活動の推進【重点】	○	89.1%	B:相当程度達成	89.1%	B:相当程度達成	文化商工部		
		8-2-3	学びを通じた仲間づくり・地域づくり		93.0%	B:相当程度達成	107.2%	A:達成	文化商工部		

## 平成30年度(令和元年度実施) 施策評価表〔速報版〕

1 施策No.	2-1-2						
2 地域づくりの方向	多様性を尊重し合えるまち						
3 政策	多文化共生の推進						
4 施策	外国人住民とのコミュニティの形成・促進						
5 評価担当部	政策経営部						
6 施策関連課	広報課	区民相談課					
7 評価者	政策経営部長						
8 施策の目標	国籍や人種などを問わず、共に暮らす区民として、地域コミュニティを創っていくための環境を整備します。						
9 施策の現状と課題	外国人登録者数が人口の10.4%(平成31年1月1日現在)を占め、30,223人の外国人住民が暮らしており、20歳代、留学生及び単身世帯の外国人住民が多い。外国人住民の増加により身近な国際化が進行する一方、ごみの出し方、子育て、教育、住居の住まい方、地域コミュニティへの参加、防災、災害時の対応等、言葉や生活習慣の違いから生じる様々な問題への対応に苦慮している地域もある。						
10 施策の実現に影響を及ぼす環境の変化(法改正、社会状況等)	平成18年に総務省は「地域における多文化共生推進プラン」を策定、平成24年に法務省は在留管理制度を改定し、外国人住民にかかる住民基本台帳登録法及び高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度がスタートした。平成27年には、第5次出入国管理基本計画が制定され、受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していくことや安全・安心な社会実現のため厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等の対応を強化していくこと等が示された。平成31年4月には、改正入管法が施行され、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されるとともに、出入国在留管理庁が設置された。						
11 今年度の施策の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多文化共生に関する継続的な研究・検討</li> <li>○庁内実施事業に関する課題整理と今後の取組検討</li> <li>○職員への多文化共生に関する周知・啓発</li> </ul>						
12 投入コストの推移	費目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	事業費合計(千円)		62,369	60,703	65,593	27,826	27,826
	うち一般財源分(千円)		61,155	58,560	61,067	26,956	26,956
13 施策の達成度を測る指標の推移	指標(1)	基本計画指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	「地域で外国人と交流がある」について、肯定的な回答をする区民の割合	目標値	6.8	7.1	7.4	7.7	8
		実績値	10.4	13.5	13		
		達成率	152.9%	190.1%	175.7%	—	—
		達成状況	S:目標超過達成	S:目標超過達成	S:目標超過達成		
	指標重要度の割合(%)	100	指標設定理由 地域において日本人と外国人がどの程度交流しているのかを示す指標であるため				
	指標(2)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		目標値					
		実績値					
		達成率	—	—	—	—	—
達成状況							
指標重要度の割合(%)		指標設定理由					
14 施策達成状況	平成30年度達成状況	175.7%	【達成状況分析】				
	S:目標超過達成	平成30年度の実績は、基本計画後期目標10.0%を上回っている。アンケートによる意識の指標であることから下振れの可能性もあるが、より高い数値が得られるよう努める必要がある。					
		【指標重要度の割合の設定理由】					
		採用する指標が1つであることから100%とする。					
15 施策を構成する事務事業評価を踏まえた分析	施策を構成する事務事業は、企画課が所管する「多文化共生推進事業」、区民相談課が所管する「区民相談事業」、「テレビ電話による多言語通訳サービス委託事業」及び広報課が所管する「豊島区ホームページ制作(外国人のための生活ページ)」である。区民相談事業は、区民相談コーナーでの英語・中国語通訳を活用した相談対応、テレビ電話による多言語通訳サービス委託事業は、タブレットを介した有人通訳対応、豊島区ホームページ制作は多言語による生活習慣の提供で、基本計画の主な取組内容である「外国人住民への情報発信及び相談支援」に該当する。多文化共生推進事業は、主な取組内容のうち「外国人住民との交流支援」に該当する。						

## 平成30年度(令和元年度実施) 施策評価表〔速報版〕

16 施策貢献度の考え方 (設定の根拠・理由)	外国籍登録者数の増加など現状を踏まえると外国籍住民等への情報提供・相談支援の充実は、施策を展開するための基盤となるものであることから、「豊島区ホームページ制作(外国人のための生活情報ページ)」の貢献度は★★★とする。「テレビ電話による多言語通訳サービス委託事業」の貢献度は★★とする。なお、「多文化共生推進事業」、「区民相談事業」は再掲分である。
17 来年度の方針 (課題解決策や改善策、 成果向上策について)	基本計画で政策として位置付けられている「多文化共生の推進」と、それに連なる施策としての「国際理解の推進」の取組は、体系的かつ総合的な取組は行われてこなかった。29年度より専管組織である多文化共生推進課長が設置され、多文化共生に関する研究・検討を深め、基本的な考え方を整理して基本方針を策定したことから、来年度は、当該方針等を踏まえ、計画事業等の再編を図りたい。
18 新規・拡充事業の 効果や必要性	上記の多文化共生に関する研究・検討により、新規・拡充事業の必要性を明確にしていく。

19 施策を構成する計画事業							
事業整理番号	事業名	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0101-01	多文化共生推進事業	事業費合計(千円)		7,331	7,662		
		うち一般財源分(千円)		7,331	4,662		
		現状評価		B:普通	B:普通		
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	—(再掲分)	—(再掲分)		
	事業特性2	区単独	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持		
0107-01	区民相談事業	事業費合計(千円)	31,896	25,214	23,312	27,826	27,826
		うち一般財源分(千円)	31,090	24,809	23,082	26,956	26,956
		現状評価	A:良好	A:良好	A:良好		
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	—(再掲分)	—(再掲分)	—(再掲分)	—(再掲分)
	事業特性2	国・都補助	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持
0105-03	豊島区ホームページ制作 (外国人のための生活情報ページ)	事業費合計(千円)	30,473	28,158	31,819		
		うち一般財源分(千円)	30,065	26,420	30,523		
		現状評価	A:良好	A:良好	A:良好		
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	★★★	★★★	★★★	
	事業特性2	区単独	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	
	テレビ電話による多言語通訳サービス委託 事業	事業費合計(千円)			2,800		
		うち一般財源分(千円)			2,800		
		現状評価			A:良好		
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度			★★	
	事業特性2	区単独	今後の事業の方向性			A:現状維持	

## 平成30年度(令和元年度実施) 施策評価表〔速報版〕

1 施策No.	6-3-2						
2 地域づくりの方向	人間優先の基盤が整備された安全・安心のまち						
3 政策	魅力を支える交通環境づくり						
4 施策	道路・橋梁の整備と維持保全【重点】						
5 評価担当部	都市整備部						
6 施策関連課	土木管理課	道路整備課	公園緑地課				
7 評価者	土木担当部長						
8 施策の目標	安全・快適で地域の価値を高める道路整備を進めています。 施設の長寿命化やライフサイクルコストの最小化、更新時期の平準化などにより、既存ストックの有効活用を進め、安全・安心な道路・橋梁のネットワークを構築していきます。						
9 施策の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路は交通の動脈であるばかりでなく、緊急時の物資輸送、災害時の活動や避難経路など防災上の重要な役割を担い、また、まちの骨格と生活基盤を形成しています。</li> <li>都市計画道路の完成率は約65%（平成30年度末）で、現在事業中の路線（特定整備路線等）が完成すると約87%になる見込みです。<small>都市施設の資料より</small></li> <li>豊島区内道路の延長は、国道、都道、区道を合わせて約304kmあり、その約93%となる283.9kmは区道として豊島区が管理しています。<small>豊島のまちづくりより</small></li> <li>都市計画道路など都市の基盤となる新たな道路づくりを効率的に進めることにより、地域の大切な資産となります。</li> <li>道路や橋梁の管理を対症療法型から予防保全型への転換により、事故防止とコスト縮減を図り、既存ストックの有効活用を進めていく必要があります。</li> </ul>						
10 施策の実現に影響を及ぼす環境の変化（法改正、社会状況等）	・笹子トンネル天井板崩落事故をきっかけとして、平成25年度に道路法が改正された。この改正により、道路・橋梁等については、平成26年度から5年に一度の近接目視点検が義務付けられた。						
11 今年度の施策の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な道路の維持管理による事故防止を図る。</li> <li>橋梁や構造物の管理を事後保全型から予防保全型へと転換を図る。</li> </ul>						
12 投入コストの推移	費目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	事業費合計(千円)		1,701,534	1,310,107	1,808,551	2,400,370	0
	うち一般財源分(千円)		869,542	1,287,258	1,591,697	1,442,979	0
13 施策の達成度を測る指標の推移	指標(1)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	管理橋梁の健全度Ⅰ・Ⅱの割合	目標値	70	85	85	85	90
		実績値	85	85	85		
		達成率	121.4%	100.0%	100.0%	—	—
		達成状況	A:達成	A:達成	A:達成		
	指標重要度の割合(%)	50	指標設定理由				
	指標(2)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	遮熱性舗装を実施した累計面積	目標値	23,000	25,500	33,000	34,000	35,000
		実績値	27,650	30,951	31,744		
		達成率	120.2%	121.4%	96.2%	—	—
達成状況		A:達成	A:達成	B:相当程度達成			
指標重要度の割合(%)	50	指標設定理由 道路インフラを活用したヒートランド対策は、都市環境の向上を図る非常に有効な手法のため指標として設定した。					
14 施策達成状況	平成30年度達成状況	98.1%	【達成状況分析】				
	B:相当程度達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島区内の全橋梁の14橋中、12橋が健全度ⅠもしくはⅡが確保されており、計画的な補修と適正な維持管理が行われている。</li> <li>遮熱性舗装は、幹線道路を中心に施工を行い効率的に工事面積を増やしている。今後、幹線道路以外の生活道路路線の施工が中心になるので、効率的な施工を行うことが求められる。</li> </ul>					
		【指標重要度の割合の設定理由】 ・道路基盤としての重要性和、環境対策としての重要性を鑑み、双方とも同じ重要度とした。					
15 施策を構成する事務事業評価を踏まえた分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防保全型への維持管理体制を確立するために段階的に構造物の調査や、路面下性状調査を行い、目標としている成果を達成している。</li> <li>都市計画道路176号線、大塚駅前、旧庁舎・新庁舎周辺などのまちづくりなどに併せた道路整備もスケジュール通り進捗している。</li> <li>遮熱性舗装を幹線道路に積極的に施工することで、ヒートアイランドの低減を図るとともに、先駆的な緑化技術であるモザイクカラーを道路緑化として行うことで、豊島区の環境イメージの向上に貢献している。</li> </ul>						
16 施策貢献度の考え方（設定の根拠・理由）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市生活の基礎的基盤である道路等を適正に維持するためには、正確な道路状況の把握による道路事故の予防と、効率的な保守管理によるライフサイクルコストの低減が必要である。また、ヒートアイランド対策などの環境に配慮した道路改良も求められており、いずれの事業も施策の貢献度は高い。</li> </ul>						
17 来年度の方針（課題解決策や改善策、成果向上策について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>路面下空洞調査の結果に基づき、補修計画を策定することで、予防保全型の保守管理体制を構築する。もって、経済的な道路管理を実現していく。</li> </ul>						
18 新規・拡充事業の効果や必要性							



## 平成30年度(令和元年度実施) 施策評価表〔速報版〕

19 施策を構成する計画事業							
事業整理番号	事業名	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1102-2	橋梁の点検調査及び整備	事業費合計(千円)	277,943	44,922	306,841	1,139,186	
		うち一般財源分(千円)	188,992	30,520	137,479	195,849	
		現状評価	A:良好	A:良好			
	事業特性1	維持管理事業	施策貢献度	★★★	★★★	★★	
	事業特性2	区単独	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持		
1102-01	区道の安全安心通行空間確保事業	事業費合計(千円)	698,633	797,945	846,870	114,802	
		うち一般財源分(千円)	104,331	797,945	846,870	114,802	
		現状評価	B:普通	B:普通			
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	★★	★★	★★	
	事業特性2	国・都補助	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	
1102-03	私道舗装助成	事業費合計(千円)	15,044	16,742	24,925	23,400	
		うち一般財源分(千円)	15,044	16,742	24,925	23,400	
		現状評価	A:良好	B:普通			
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	★	★	★	
	事業特性2	区単独	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	
1102-04	大塚駅周辺整備事業	事業費合計(千円)	13,175	228,935	78,497	269,803	
		うち一般財源分(千円)	13,175	228,935	78,497	269,803	
		現状評価	B:普通	B:普通			
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	★★	★★	★★	
	事業特性2	区単独	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	
1102-05	池袋西口駅前広場モザイクカルチャー設置事	事業費合計(千円)	10,644	11,867	12,639	14,641	
		うち一般財源分(千円)	10,644	11,867	12,639	14,641	
		現状評価	B:普通	B:普通			
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	★	★	★★	
	事業特性2	区単独	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	
1102-07	区道の整備事業	事業費合計(千円)	291,357	139,207	152,633	366,938	
		うち一般財源分(千円)	256,765	139,207	152,633	366,938	
		現状評価	B:普通	B:普通			
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	★★	★★	★★	
	事業特性2	国・都補助	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	
1102-08	庁舎跡地・新庁舎周辺道路整備事業	事業費合計(千円)	60,446	21,287	206,949	432,496	
		うち一般財源分(千円)	60,446	16,727	206,949	417,496	
		現状評価	B:普通	B:普通			
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	★★★	★★★	★★★	
	事業特性2	国・都補助	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	
1102-09	都市計画道路の整備事業	事業費合計(千円)	297,080	14,875	135,129		
		うち一般財源分(千円)	186,825	14,875	91,655		
		現状評価	B:普通	B:普通	B:普通		
	事業特性1	法定事業	施策貢献度	★★	★★	★★	
	事業特性2	国・都補助	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	
1103-05	街路灯関係経費	事業費合計(千円)	326,640	401,227	402,929	409,971	
		うち一般財源分(千円)	6,115	7,147	122,465	123,552	
		現状評価	B:普通	B:普通			
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	★★	★★	★★	
	事業特性2	国・都補助	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	
20 施策を構成する一般事業							
事業整理番号	事業名	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1101-03	道路占用事務	事業費合計(千円)	33,842	30,957	38,018	33,054	
		うち一般財源分(千円)	29,950	27,070	34,000	34,000	
		現状評価	B:普通	B:普通			
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	★★★	★★★	★★★	
	事業特性2	区単独	今後の事業の方向性	一般事業(評価対象外)	一般事業(評価対象外)	一般事業(評価対象外)	
1101-04	屋外広告物の許可事務	事業費合計(千円)	3,370	3,370	6,050	6,050	
		うち一般財源分(千円)	3,370	3,370	6,050	6,050	
		現状評価	B:普通	B:普通	B:普通		
	事業特性1	任意的事業	施策貢献度	★	★	★	
	事業特性2	区単独	今後の事業の方向性	A:現状維持	A:現状維持	A:現状維持	

## 平成 30 年度(令和元年度実施)事務事業評価概要

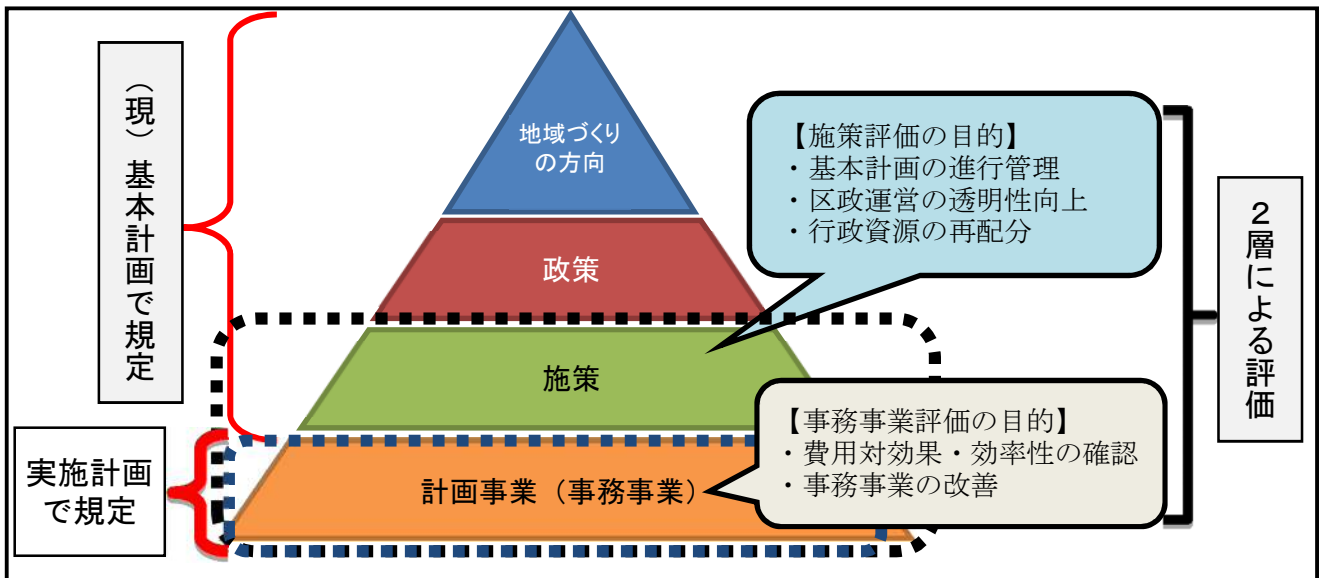
### 1. 豊島区の行政評価の概要

本区では、効果的・効率的な行政の実現や説明責任の向上を目的に、平成 13 年度から行政評価に取り組んできました。導入以来、評価システムの改善を重ね、平成 24 年度からは「総点検」と連動し、「事務事業評価」を継続して実施しています。

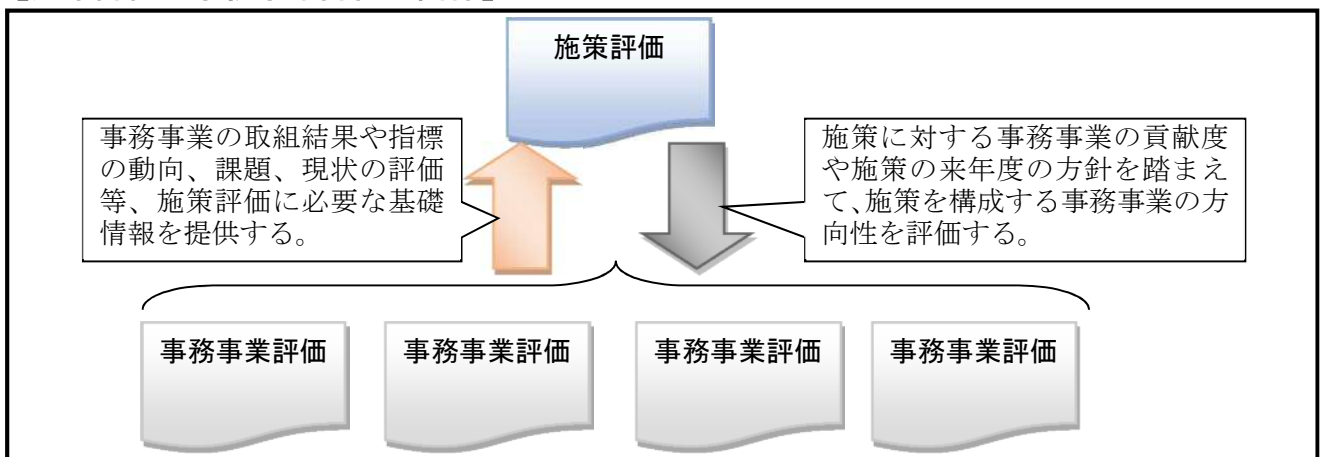
また、新たな豊島区基本計画（2016-2025）では、その進行管理を客観的な指標に基づいて行うため、施策を対象にした行政評価（以下「施策評価」という）の実施が規定されています。

このため、平成 29 年度からは、新基本計画の進行管理等を目的とした「施策評価」と、従来からの「事務事業評価」を組み合わせ、2層制の行政評価を実施しています。

#### 【新基本計画と連動した行政評価のイメージ（事務事業評価・施策評価）】



#### 【施策評価と事務事業評価の関係】



## 2. 行政評価実施に向けた課題

### (1) 事務事業評価における指標の見直し

- ・指標が整理されておらず、客観的に事業を評価できないものが散見される。

### (2) 評価に関する所管課としての責任の明確化

- ・一次評価（所管課評価）と二次評価（政策経営部評価）の位置づけがわかりにくく、評価に対する責任の所在が不明確になっている。

### (3) 適正性の観点の追加

- ・昨今の法令遵守に関する課題等を踏まえ、適正性の評価も必要とされている。

### (4) 評価の質の確保

- ・従来の実施方法では「すべての事業を評価する」ことが重視されてきたが、上記3点を重点的に改善し、評価内容の質を担保するため、より重要な事業に絞って、政策経営部も共同で見直し作業を行う必要がある。

## 3. 平成30年度（令和元年度実施）事務事業評価の見直し方針

### (1) 各評価表の対象件数

より重要な事業を厳選して、詳細評価表（A表）の記載内容および評価の質を高める。

評価表種別	件数 (31年度) 見込	件数 (30年度) 実績	備考
①事務事業評価表 (A表＝詳細評価表)	約100	432 (計画：331) 一般：101	件数を削減し、評価の質を高める
②事務事業評価表 (B表＝簡易評価表)	約500	198	記載を簡素化し、評価負担を軽減 (評価の質は維持)
③事務事業評価表 (C表＝公会計分析付き 詳細評価表)	20	20	事業別実績シートは継続
④施策評価	72	72	

### 【各評価表の対象件数の設定理由】

#### ①事務事業評価表（A表＝詳細評価表）

- ・約300件の計画事業について、各年度あたり約100件を詳細評価対象事業とし、指標の整理、総合評価、適正性の観点等の記載内容の精査を重点的に行う。
- ・3年間で計画事業を精査し、4年目以降は実施状況を踏まえて改めて検討する。

## ②事務事業評価表（B表＝簡易評価表）

- ・現状設定されている指標や事業費の推移を継続評価するために実施する。
- ・A表及びC表で評価した事業以外の約500事業を対象とする。

## ③事務事業評価表（C表＝公会計分析付き詳細評価表）

### 【事業別分析】（継続）

- ・公会計情報を活用した事業別実績シート（30年度実施）をA表に付加する。
- ・A表と同様に記載内容の精査を重視し、経年比較の視点による分析を追加する。
- ・事業別分析の対象件数は30年度に試行実施した20事業とする。

## ④施策評価

- ・基本計画の進捗管理を目的に実施しており、今年度も全72施策を評価対象とする。

### 【各評価表の評価サイクル】

事業実施 年度	評価作業 年度	詳細評価 (A表)	簡易評価 (B表)	公会計付き詳細 評価 (C表)
平成30年	令和元年	100	500	20
令和元年	令和2年	100	500	再検討
令和2年	令和3年	100	500	再検討

- ・3年で計画事業を中心にA表の指標等を再整理し、事務事業評価表の精度を高める。
- ・4年目以降は、それまでの実施状況を踏まえて改めて検討する。
- ・C表については、令和元年度の実施状況を踏まえて、改めて検討する。

(2) 各評価表の記載内容および作成方法の変更

①事務事業評価表（A表＝詳細評価表）

	令和元年度	30年度
指標の見直し	所管課と政策経営部が合同で検討	所管課が検討
現状の評価	「適正性」の項目を追加	—
二次評価	一次評価に統合（総合評価）	政策経営部が実施
その他の記載	所管課が作成し、政策経営部で精査した評価表を公表	所管課が作成したものを政策経営部が確認（形式的な確認が主）

②事務事業評価表（B表＝簡易評価表）

	令和元年度	30年度
指標の見直し	「指標」設定の見直しはしないが、「事業費の推移」等は経年で把握するため引き続き更新	「指標」「事業費の推移」の更新
現状の評価	「適正性」の項目を追加	—
	「現状の評価」の理由欄は削除	「現状の評価」の判断理由を記載
二次評価	—	—

③事務事業評価表（C表＝公会計分析付き詳細評価表）

	令和元年度	30年度
指標の見直し	所管課と政策経営部が合同で検討	事務事業評価表と整合させる 評価対象外の事務事業は所管課と政策経営部が合同で検討
現状の評価	「適正性」の項目を追加	—
二次評価	一次評価に統合（総合評価）	—
事業別分析	所管課と政策経営部が合同で、記載内容についてより精査したものを検討	所管課だけでなく、政策経営部も記載内容について合同で検討

### (3) 総合評価結果区分の位置づけの整理

一次評価と二次評価を統合し、総合評価に一本化するとともに、評価区分A'の位置づけを再整理する。

#### 30年度（二次評価区分）

評価区分		評価基準
S	拡充	事業規模を積極的に拡充することが適当なもの(コストの増大も伴うもの)
A	現状維持	現状規模を維持しつつ、事業を継続することが適当なもの(コストの自然増・減を含む)
A'	現状維持 (経過観察)	当面現状規模での事業継続が適当であるが、推移を注視し、状況により見直しを図るべきもの
B	改善・見直し	事業内容等の改善、見直しを図ったうえでコストを維持(または減少)することが適当なもの または、事業規模を維持しつつ、コストを減少させることが適当なもの
C	縮小	事業規模を縮小し、あわせてコストも縮小することが適当なもの
D	終了	休止、廃止、完了、統廃合によって事業を終了することが適当なもの



#### 令和元年度（総合評価区分）

評価区分		評価基準
S	拡充	事業規模を積極的に拡充することが適当なもの(コストの増大も伴うもの)
A	現状維持	<b>事業</b> 規模を維持しつつ継続することが適当なもの(コストの自然増・減を含む)
A'	<b>改善・継続</b>	<b>事業規模を維持して継続しつつも、状況に応じて改善、見直しを図るべきもの</b>
B	改善・見直し	事業内容等の改善、見直しを図ったうえでコストを維持(または減少)することが適当なもの または、事業規模を維持しつつ、コストを減少させることが適当なもの
C	縮小	事業規模を縮小し、あわせてコストも縮小することが適当なもの
D	終了	休止、廃止、完了、統廃合によって事業を終了することが適当なもの

平成30年度（令和元年度実施）事務事業評価表【A表】

事業整理番号 1101 - 06

事務事業名	放置自転車対策の推進事業	担当組織	都市整備部	土木管理課
-------	--------------	------	-------	-------

事業特性										
	事業開始年度	26年度以前	事業終了年度		計画／一般	計画事業	計画事業No.	6 - 3 - 3 - 1		
	単独／補助	区単独事業	運営形態	一部業務委託	公民連携		30年度事業整理番号	1101	- 06	
事業を構成する 予算事業	①	放置自転車対策経費			②	自転車保管所管理運営経費				
	③	リサイクル事業経費			④					
	⑤				⑥					
	⑦				⑧					
	⑨				⑩					

政策体系（現基本計画）					
地域づくりの方向	人間優先の基盤が整備された安全・安心のまち			施策の目標	自転車の放置対策を継続し、放置自転車の発生を抑制していきます。
政策	魅力を支える交通環境づくり				
施策	自転車利用環境の充実	施策番号	6-3-3	関連する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標	

1. 事業の概要・目標と現状の把握									
事業の目標 （どのような状態にしたいか）	○放置自転車を減少させ、歩行者が安全に通行できるようにする。 ○自転車利用ルール、マナー等の啓発活動により、自転車利用者の放置自転車対策に関する理解を高める。								
	事業の対象 （対象となる人・物）	区民・来街者・自転車等利用者							
事業の概要 （事業の活動内容・進め方）	○放置防止の啓発活動を行うとともに、放置禁止区域を指定し、適正な放置自転車撤去活動を行う。 ○区内で撤去した放置自転車を保管し、所有者へ返還する。								
基礎データ （事業のための資産・利用者等の情報）	・区内の駐輪施設設置状況（駅前中心に全***箇所、全体で***台の自転車、***台の二輪車の駐車が可能） ・利用者は一時利用者****名、定期利用者****名（年間計）。うち区民の利用は一時利用者**%、定期利用者**% ・利用料金は**円/日、***円/月、全体の稼働率は**%								
事業の取組実績	30年度の取組内容 （30年度に実施した具体的な業務内容）	○XXXとYYYに新たに駐輪場を整備し、区内の駐輪可能台数を***台増加させた。 ○ZZZとOOOの駐輪場の指定管理者の再選定を行うとともに、QQQ駐輪場の指定管理者を新たに選定した。 ○利用者にアンケートを実施し、満足状況の確認を実施した。（満足度は○○%） ○年間通じて延べ**回、***箇所の撤去活動、***回の啓発活動を○○や○○などで実施した。							
	活動指標 （事業の実施状況）	指標	目指す方向性	単位	28年度（実績）	29年度（実績）	30年度目標（計）	30年度（実績）	元年度（計画値）
	①	放置自転車撤去台数	↗	台	27,403	20,984	15,800	18,312	15,000
	②	撤去・啓発活動数	↗	回	3,765	3,743	3,765	3,908	3,200
③									
指標の説明	①放置自転車撤去台数は、区内の駐輪場周辺道路で週○回実施した撤去活動で回収した自転車撤去台数の延べ数 ②撤去・啓発活動数は、上記撤去活動の件数と別途実施した啓発活動の実施件数の合計数								
事業目標の達成状況	成果指標 （事業目標の達成度）	指標	目指す方向性	単位	28年度（実績）	29年度（実績）	30年度目標（計）	30年度（実績）	元年度（計画値）
	①	放置自転車台数	↘	台	925	729	500	489	450
	②	撤去自転車返還率	↗	%	63.9	63.0	63.0	62.0	62.0
	③								
指標の説明	①放置自転車台数は、月に1度、○○地区、○○地区で実施した放置自転車台数調査で把握した放置自転車台数の累積値 ②撤去自転車返還率は、撤去自転車の返還台数（累積）／放置自転車撤去台数（累積）により算出した比率								

2. 事業費の推移								
単位 （金額の項目：千円 人数の項目：人）		28年度	29年度	30年度		令和元年度		
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (30決算比)	
事業費	A	222,958	199,715	214,387	204,608	213,096	8,488	
人件費	【正規（人数）】	(13.40)	(9.90)	—	(7.88)	(4.50)	—	
	【非常勤（人数）】	(2.00)	(2.00)	—	(1.00)	(2.00)	—	
	人件費 B	B	121,100	91,350	—	70,580	45,450	-25,130
事業費（人件費含む）	C=A+B	344,058	291,065	—	275,188	258,546	-16,642	
財源内訳	国、都支出金						0	
	使用料・手数料	D	84,698	64,779	67,761	55,005	53,566	-1,439
	地方債・その他		6,502	8,713	9,509	3,379	7,084	3,705
	一般財源	E=C-D	252,858	217,573	—	216,804	197,896	-18,908

3. これまでの事務事業評価を踏まえた対応			
直近の最終評価	A:現状維持	直近の詳細評価対象事業年度	29年度
直近の最終評価に基づいた具体的な対応、改善策(直近の評価表から転記)	○自転車放置状況を精査し、適切かつ効率の良い撤去活動を実施する。 ○請負事業者による撤去作業について、適宜、指導監督を行的確な撤去活動を実施する。		
上記対応、改善策の進捗状況	○夕方から夜間にかけての撤去活動、および休日の撤去活動を強化する。 ○請負事業者との調整会議を毎月実施するほか、随時、現場作業を監督する。		

4. 現状の評価			
必要性	【事業に対する需要の変化】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対する需要は減少していないか。	a.減少していない b.減少している	b:減少していない
	【区が実施する必要性】 他自治体のほか、民間事業者が同様のサービスを提供している事例がないか。	a.ない b.ある	b:ある
	評価の理由	〇〇区、〇〇市等ほとんどの自治体で同様のサービスを提供している。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し、事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか。	a.上がっている b.徐々に上がっている c.上がっていない	b:徐々に上がっている
	評価の理由	目標達成にまでは至っていないが、活動結果に対して着実な成果が表れてきている。	
効率性	【コストの見直し】 現状と同等または現状より少ない経費で、区民サービスや職員・組織の質の向上を図る余地があるか。		b:更なる改善の余地はある
	【民間活用の可能性】 業務委託や指定管理者制度などの民間活用によりコストを削減できる余地があるか。	a.更なる改善の余地はない b.更なる改善の余地はある	b:更なる改善の余地はある
	【事務の見直し】 事業の成果を維持しながら、事務手続きの見直しなどによる事務改善の余地があるか。	a.更なる改善の余地はない b.更なる改善の余地はある	b:更なる改善の余地はある
	評価の理由	事務のやり方の抜本的な見直しによる更なる改善の余地はまだ残っている。	
適正性	【法令順守】 事業に直接関係する法令および個人情報保護、労務関係等の関連法規について理解したうえで、適正に事業を行っているか。		a.適正に行っている b.改善の余地がある
	【委託事業者との調整】 業務委託等を行っている場合、履行確認およびモニタリング等の実施により、適正な運営が確保されているか。		b:改善の余地がある
	評価の理由	法令順守状況の確認は毎月行っており、これまでに特段の問題は発生していない。	
事業の施策貢献度		★★	

5. 総合評価			
今後の事業の方向性 (現状の評価および施策評価を踏まえた評価)	S:拡充 A:現状維持 A':改善・継続 B:改善・見直し C:縮小 D:終了		A:現状維持
	Dの場合	→	終了の理由
《上記判断の説明》			
放置自転車が平成11年度11,468台から平成29年に489台まで激減したのは、受け皿となる駐輪場の整備と放置自転車の撤去活動を両輪として事業を強力に押し進めてきた事が最大の要因である。現状の活動規模を継続して実施する事により、道路や駅前広場を行き交う区民・来街者が快適に通行できる状態を保つ。			
《上記の判断に基づいた今後の具体的な対応・改善策》			
<b>【新規・拡充事項】</b> ・放置自転車が増加する夜間・休日における撤去活動を継続実施及び買い物、飲食、金機関利用等の短時間自転車放置に対応する。 <b>【縮小・廃止事項】</b> ・なし			



【進捗状況の評価】 A：順調 B：遅れ気味だが達成可能 C：改善が必要 -：実績値集計前等により評価不能

具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）														
No.	基本目標	基本的方向	具体的な施策	KPI名称	平成26年度 （現状値）	平成27年度 （実績値）	平成28年度 （実績値）	平成29年度 （実績値）	平成30年度 （実績値）	平成31年度 （目標値）	進捗 状況の 評価	評価についての説明	備考	
1	1.子どもと女性にやさしいまち	子育て・ファミリー層の定住化を目指し、出産前からの切れ目のない子育てを支援し、女性を応援していきます。		子育て世代の区内の定着率	69%	64.6%	68.8%	70.0%	68.0%	75%	B	3歳児健診対象者数は増加している。引き続き女性や子どもを取り巻く環境整備や支援を実施していく。		
2			(1) 仕事と家庭の両立ができる生活環境の整備	①ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数（累計）	29社	37社	46社	48社	50社	65社	C	29年度よりワーク・ライフ・バランス推進啓発事業に新たに社会保険労務士による個別相談会を組み込み、認定申請につながるよう実施しているが、30年度の相談会への応募も4社と少なく、新規認定企業は3社のみとなっている。認定により、入札時の加点という直接的なメリットを受けられる区内建設業者が、ほぼ認定済みとなったことが、申請企業数の伸び悩みにつながっている。今後は、他課でつながりのある企業等新たな業種に対する積極的な周知や、区内産業関係団体とより緊密な連携をし、企業のニーズに応える啓発事業を実施したり、効果的な周知に取り組む。	
3				②女性起業家の支援	サクラbiz応援プロジェクトでの支援女性数（累計）	0人	89人	375人 ※28年度実績＝286人	633人 ※29年度実績＝258人	825人 ※30年度実績＝192人	600人	A	平成30年度実績は前年度より減少したものの、着実に女性起業支援者数は増加し、目標値を上回っている。	
4				③若者や女性に対する就労支援	セミナー、見学会、面接会参加者の雇用・就業者数（累計）	7人	48人 ※27年度実績＝41人	97人 ※28年度実績＝49人	109人 ※29年度実績＝12人	131人 ※30年度実績＝22人	75人	A	平成30年度実績は少なかったものの、目標値は上回っている。	
5			(2) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	①としま鬼子母神プロジェクトの推進	出生数／妊娠届出数	74%	73%	74.2%	81.3%	77.2%	80%	B	妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えられるよう、ゆりかご面接、母親・両親学級、ゆりかご・ふらっと等を実施し、妊娠から出産まで切れ目のない支援を継続していく。	
6				②待機児童の解消	保育所待機児童数	209人 ※27.4.1現在	105人 ※28.4.1現在	0人 ※29.4.1現在	0人 ※30.4.1現在	16人 ※31.4.1現在	0人	B	施設増に取り組み、428名の枠を確保したが、今まで待機児童から除外していた居宅訪問型保育事業しか情報提供できなかった子どもを待機児童から除外できなくなる国定義の変更により、待機児童が16名発生した（昨年と定義が変わらなければ0達成を維持していた）。保育需要数を満たす一方で、地域・歳児により欠員が生じる園も増えており、今後はより詳細に分析し、必要な地域に必要な数の保育施設を建てていく必要がある。	
7				③子どもスキップの運営	子どもスキップの利用者数	461,054人	495,123人	504,714人	541,511	535,760人	602,100人	B	共働き世帯のニーズに応えるとともに、児童の充実した放課後の生活を支援している。さらに増加する子どもスキップへの需要に対し、適正な人員配置と、厚生労働省が定めた基準にある専用区画の面積の確保が急務である。	
8				④リノベーションによるまちづくり	遊休不動産活用事業化件数（累計）	0件	2件	4件	5件	5件	100件	C	平成30年4月に空き活用条例を施行し、空き家の所有者から登録された物件に対して、相談から活用提案までワンストップで支援する事業スキームにより、空き家の利活用を促進している。 （条例に基づく空き家の利活用件数：平成30年度 4件）	リノベーションまちづくり事業は、平成30年度事業終了
9			(3) 学ばせたい通わせたいとしまの教育を推進	①新しい時代を切り拓く教育の推進	①英語活動が楽しい児童の割合・英語の授業が楽しい生徒の割合	小学生74.5% 中学生74.2%	小学生66.7% 中学生65.1%	小学生76.7% 中学生66.7%	小学生76.8% 中学生69.5%	小学生77.1% 中学生75.2%	小学生80.0% 中学生80.0%	A	ALT（外国語指導助手）の活用を推進し、区独自の英語活動カリキュラムに基づいた指導を実施した。	
10					②電子黒板やタブレットを活用した授業がわかりやすい児童・生徒の割合	小学生76.6% 中学生64.7%	小学生80.2% 中学生69.6%	小学生76.4% 中学生69.6%	小学生79.2% 中学生69.4%	小学生76.5% 中学生66.8%	小学生80.0% 中学生70.0%	A	教員が授業において電子黒板及びタブレットを積極的に活用した。	
11				②安全・安心な学校づくり（国際セーフスクール）	国際セーフスクール認証取得校数	1校	2校	4校	6校	7校	小学校全校取得に向けて増加	A	既に認証を受けた学校の取り組みノウハウを区内全校に浸透し、安全安心な学校づくりを推進した。	
12			(4) 女性の目線にたった施設整備	①トイレから広がる女性にやさしいまちづくり	新区民センター内のパブリックトイレ整備状況	-	-	-	-	-	整備完了	A	令和元年9月竣工及び11月利用開始に向け、工事が順調に進んでいる。	
13				②子育て世代が利用しやすい公園の整備	豊島区みどりの基本計画期間（平成23～32年）における公園整備（新設・改修）面積（累計）	28,771㎡	36,582㎡	36,582㎡	37,694㎡	37,694㎡	58,100㎡	B	H30からH31(R1)にかけて債務負担で中池袋公園（1785.97㎡）と池袋西口公園（3123.19㎡）を全面改修中。竣工がH31(R1)なのでH30実績は0だが、H31(R1)に竣工一部開放する（仮称）造幣局地区防災公園の整備面積（17,000㎡）を算入するとH31年度目標値は充足する。	H31目標値の58,100㎡は総合体育場（面積15,411.29㎡）の整備面積を含んでいるが、都市計画変更により総合体育場を都市計画公園からはずした。

具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

No.	基本目標	基本的方向	具体的な施策	KPI名称	平成26年度 (現状値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	平成31年度 (目標値)	進捗 状況の 評価	評価についての説明	備考		
14	2.高齢になっても元気で、生きがいを持って、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。	高齢になっても、元気で、生きがいを持って、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。	65歳健康寿命		男性80.43歳 女性82.25歳	男性80.43歳 女性82.25歳	男性80.48歳 女性82.34歳	男性80.48歳 女性82.36歳	-	男性81.4歳以上 女性83.1歳以上	-	現在30年度の健康寿命の算出が済んでいないため、実績値は判明せず。1年遅れて29年度実績を掲載。女性が微増傾向。			
15			(1) 生涯健康のまちづくり	①健康長寿のまちづくりの推進	地域における高齢者の通いの場の受け入れ人数	-	-	1,440人	1,882人	1,968人	1,500人	A	としまる体操の普及・啓発、地域リハビリテーション活動支援事業でのリハビリ専門職の派遣、平成30年度より開始した介護予防活動支援助成金事業等を通じ、高齢者や地域の住民が主体となって定期的な活動を行う住民主体の通いの場の地域展開を推進してきた。		
16					②としま健康チャレンジ！の促進	健康チャレンジ！参加者の健診受診率	88%	89.5%	91.2%	92.5%	92.8%	95%	A	としま健康チャレンジ事業を継続している方が昨年引き続き年々増え、健康意識が徐々に向上している。健診受診率は微増であるが、参加者の健診受診意欲も向上していると同時に他の健康事業への関心も上昇傾向にある。事業参加者の状況を見ると、常連客が新規の友達を連れてくる事が多く、常に新しい区民が参加し、チャレンジ事業の新規参加者が増えている。	
17			(2) 生涯安心のまちづくり	①としま見守り安心戦略の推進	見守り協定団体数（累計）	1団体	1団体	1団体	1団体	9団体	100団体	B	見守り活動は、高齢者総合相談センターの見守り支援担当や見守り相談員ボランティアによる見守りだけでなく、民間事業者の戸別訪問などによる見守りの機会を増やすことが求められている。平成30年度は8団体と協定を締結することができた。		
18				②地域支え合いの充実	認知症サポーター養成人数（累計）	4,569人	5,849人	7,182人	9,244人	11,355人	10,000人	A	より多くの方が、認知症サポーター養成講座を実施できるように、職員研修の実施や警察、区内小中学校、区内企業など様々な機関に講座実施の普及啓発を行った。また、認知症サポータースキルアップ講座も2回実施している。		
19				③医療・介護サービスの基盤整備	介護・福祉サービスや相談窓口に満足している人の割合	13.5%	-	28.5%	30.0%	30.4%	20.0%	A	昨年度比横ばいながら、目標値を大きく上回っている。高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や区民ひろばを拠点としたCSWの定着化、並びに保健福祉部土日窓口の認知度が少しずつ向上してきたことが要因と思われる。		
20	3.様々な地域と共生・交流を図り、豊かな生活を実現できるまち	交流を持つ自治体との連携を進め、豊島区と他自治体における相互補完モデルの構築を目指す。連携を図ることで、様々な地域と共生し、ともに豊かな生活を実現できるまちづくりを進めていきます。	「観光情報や物産など、地方の情報に接することができる」と思う区民の割合		22.5%	-	20.4%	22.5%	22.5%	30.0%	A	豊島区の交流自治体数は86を数え、今後も豊島区との交流を希望する自治体かたの相談が増える見込まれる。新区民センターや西口公園に設置予定の観光案内ブースを活用したPRを積極的に展開していく。			
21			(1) 様々な地域との共生	①豊島区版CCRC構想の推進	①移住に関する説明・相談への参加者数	-	-	-	-	-	100人	-	移住に関する説明会、相談会は30年度の検討結果により、平成31年度から実施予定		
22					②移住体験ツアーの参加者数	-	-	-	23人	22人	20人	A	平成29年度にお試し居住モニターツアー、平成30年度に移住・交流体験ツアーを実施し、当該事業参加者のうち、3組6名が秩父市の進める移住・交流促進事業につながった。		
23				②大学との連携による地域活性化の推進	自治体コンソーシアム参加自治体	40自治体	40自治体	52自治体	60自治体	73自治体	100自治体	B	平成26年3月31日に大正大学と連携に関する協定書を結び、豊島学講座をスタートさせるなど、連携事業を活性化させている。その中で自治体コンソーシアムは大正大学が独自に切り拓いた連携で、学生の受け入れなど地方の活性化が期待されている。		
24				③特別区全国連携プロジェクト (豊島友好・交流・姉妹都市連携事業)	連携事業数	特別区全国連携プロジェクトは23区全体の連携事業をとりまとめH27にスタートした	-	28事業138自治体 (一つの自治体を複数の事業で連携しているため自治体数を複数カウントしている。各年8月1日時点のデータ)	26事業147自治体 (一つの自治体を複数の事業で連携しているため自治体数を複数カウントしている。各年8月1日時点のデータ)	27事業135自治体 (一つの自治体を複数の事業で連携しているため自治体数を複数カウントしている。各年8月1日時点のデータ)	新たな連携事業の実施	A	特別区長会事務局より連携自治体・事業の拡大を求められている。新たな連携事業・交流自治体獲得に際し、(公財)東京都区市町村振興協会からの助成金を財源とした補助金も毎年用意されている（H27生活産業課、H28、29、30文化観光課で活用済）。なお、当該事務局が実施している連携事業の実績値集計前のため、評価不能（9月に調査予定。結果は10月以降）。		
25			(2) 自治体交流の活性化	①自治体交流の活性化	自治体交流事業の参加者に対して行う満足度調査（5段階評価）	-	4.75	4.84	4.60	4.20	平均4以上	A	夏休み期間中に行われた交流ツアーでのアンケート結果。ほとんどの参加者から、また参加したいとの声をいただいた。内容に関しても好評をいただいた。		
26				②他自治体との教育連携の推進	①子ども体験交流の派遣人数	16名	16名	16名	16名	16名	24名	A	教育連携協定を締結する秋田県能代市との間で中学生の相互訪問を実施した。		
27			②派遣団の派遣人数	14名	10名	10名	11名	12名	20名	A	教育連携協定を締結する秋田県能代市との間で教員の相互訪問を実施し、教員の授業力向上に寄与した。				

具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

No.	基本目標	基本的方向	具体的な施策	KPI名称	平成26年度 (現状値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	平成31年度 (目標値)	進捗 状況の 評価	評価についての説明	備考	
28	4.日本の 推進力の 一翼を担う 国際ア ート・カル チャー都市	豊島区が誇るアート・ カルチャーの魅力を、 世界に向けて発信し、 人と産業をひきつけ、 世界中から人が訪れ、 楽しむことができる都 市づくりを推進し「持 続発展都市」を目指 します。		滞在人口 (平日一日あたり)	976,000人 【代替データ】 314,507人	994,000人 【代替データ】 315,710人	【代替データ】 318,381人	【代替データ】 317,404人	【代替データ】 317,974人	1,300,000人 【代替データ】 目標値未設定	-	当初設定していた数値目標の出典データ（RESAS）が平成28年度中に変更されたため、あらたに平成31年度の目標値を検討する必要がある。代替データの比較によると、区内滞在人口は前年度より微増している。今後も継続して、世界中から人々が訪れ、楽しむことができる都市づくりを推進していく。		
29			(1) 多様性を 活かしたまちづくり	①演劇のまちとしての 魅力の発信	フェスティバル/トーキョー（F/T）動 員数	58,609人	55,624人	83,014人	49,623人	84,589人	75,000人	A	屋外でのイベントや連携プログラムの開催など、フェスティバル/トーキョーへの多様な接点を図り、目標値を上回る実績値となった。 本事業は国際アート・カルチャー都市構想の基幹事業であり、平成28年度から東京芸術祭の一環として開催している。年度により実施イベント・会場・プログラムが異なるため、年度により実績値に上下差があるが、他のプログラムと共に引き続き発信力の向上を目指す。	
30				②アニメ・コスプレな どサブカルチャーの発 信	オータムカルチャーフェスティバル来場者 数	9.9万人	16.7万人	18.3万人	21.7万人	19.6万人	32万人	A	池袋ハロウィンコスプレフェス、アニメイトガールズフェスティバル、大田楽いけぶくろ絵巻等を一体的に展開し、マンガ・アニメ・コスプレから伝統芸能に至るまで、池袋のまちを回遊しながら楽しむことができる秋の一大イベントとなっている。 イベントが定着してきており、今後も賑わいの創出に資すると考えられる。	
31			(2) 出会いが 生まれる劇場空 間	①旧庁舎跡地活 用・周辺整備～8つ の劇場によるにぎわ い～	集客数（年間）	160万人	-	-	-	-	650万人	A	平成32年グランドオープン 東京建物プリアホール棟に所在する劇場については31.4.26引き渡し済み 5/24竣工内覧会参加者は1日で6,000人【参考値】	
32				②道路や公園などの 公共空間の利用に よる都市の魅力向 上	オープンカフェ・マルシェ等の開催回数 （累計）	21回	102回 ※27年度実績 = 81回	127回 ※28年度実績 = 25回	144回 ※29年度実績 = 17回	155回 ※30年度実績 = 11回	200回	C	今後は、イベント時だけでなく、来街者が日常的に集い・憩うことのできる空間を創出するために、常設の「食事・購買施設」および「ストリートファニチャー（テーブル・イス等）」の設置を検討する。	
33				③安全・安心の確 保	刑法犯の認知件数	6,107件	5,453件	4,845件	4,778件	4,477件	5,500件	A	街頭防犯カメラの設置や環境浄化パトロールの実施等、安全安心なまちづくりに向けた官民一体となった各種活動により、平成30年度の区内における刑法犯認知件数は、昨年度より301件減、ピーク期の平成15年と比較して約61%減と減少傾向を維持している。	
34			(3) 世界とつな がり人々が集まる まち	①インバウンド施策 の推進	宿泊（滞在）満足度	-	74.20%	-	-	-	H27調査結果 + 5~10%	-	平成27年度に初めて実施したアンケートの調査結果。平成31年度の目標達成に向け、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備や多言語での発信などの施策に取り組んでいく。	
35		②産業振興による 活性化	東京5区合同大商談会・ものづくりメッ セ等参加企業数（累計）	196社・団体	388社・団体 ※27年度実績 = 192社・団体	576社・団体 ※28年度実績 = 188社・団体	752社・団体 ※29年度実績 = 176社・団体	923社・団体 ※30年度実績 = 171社・団体	1,200社・団体	C	平均200社・団体を目標にしているが、減少傾向にある。5区合同商談会においては、幹事区の取り扱う商談品が毎年違うため一概に比較は難しいものの、豊島区開催のものづくりメッセについては、出展者数の増加対策が必要である。			

## K P I の進捗状況 集計結果 (基本目標単位)

\*注1:「進捗状況の評価」はK P I ごとに実施

\*注2: K P I = 全31指標(「基本的方向」の数値目標は除く)

基本目標	進捗状況の評価(注1)	K P I 数 (注2)	政策体系内 での割合	備考
1.子どもと女性に やさしいまち	計	12		
	A:順調	6	50%	
	B:遅れ気味だが達成可能	4	33%	
	C:改善が必要	2	17%	
	—:実績値集計前等により評価不能	0	0%	
2.高齢になっても 元気で住み続けら れるまち	計	5		
	A:順調	4	80%	
	B:遅れ気味だが達成可能	1	20%	
	C:改善が必要	0	0%	
	—:実績値集計前等により評価不能	0	0%	
3.様々な地域と 共生・交流を図 り、豊かな生活を 実現できるまち	計	7		
	A:順調	5	71%	
	B:遅れ気味だが達成可能	1	14%	
	C:改善が必要	0	0%	
	—:実績値集計前等により評価不能	1	14%	
4.日本の推進力 の一翼を担う国際 アート・カルチャー 都市	計	7		
	A:順調	4	57%	
	B:遅れ気味だが達成可能	0	0%	
	C:改善が必要	2	29%	
	—:実績値集計前等により評価不能	1	14%	
合 計	計	31		
	A:順調	19	61%	
	B:遅れ気味だが達成可能	6	19%	
	C:改善が必要	4	13%	
	—:実績値集計前等により評価不能	2	6%	

## 豊島区政策評価委員会委員名簿（令和元年度）

職名	氏名	役職等
委員	いけだ たかとし 池田 隆年	特定非営利活動法人日本ファシリテーション協会 監事／フェロー
委員	いのまた こういち 猪岐 幸一	公認会計士
委員	おおさき えいじ 大崎 映二	行政アドバイザー
委員	とやま きみよし 外山 公美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
委員	はらだ ひさし 原田 久	立教大学法学部教授
委員	ますだ なおこ 益田 直子	拓殖大学政経学部准教授
委員	かねこ ともお 金子 智雄	豊島区政策経営部長
委員	さとう かずひこ 佐藤 和彦	豊島区総務部長

※敬称略・有識者委員は五十音順。赤字は今年度からの変更点

## 政策評価委員会に係る条例の抜粋

### ○豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年条例第16号）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、区長及び教育委員会（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、担任する事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表担当事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、学識経験者その他それぞれの附属機関の担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第5条 執行機関は、必要があると認めるときは、附属機関に専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表

(1) 区長の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
豊島区政策評価委員会	区の政策、施策及び事務事業に係る評価及び審査に関すること。	13人以内	委嘱又は任命された日からその日の属する年度の末日まで

## ○豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

(平成26年条例第39号)

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置した執行機関の附属機関の構成員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(報酬額)

第2条 委員に対しては、別表の定めるところにより報酬を支給する。ただし、区の常勤の職員である者に対しては、支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 委員の報酬は、次の各号に定める日に支給する。

(1) 日額を支給単位とする委員の報酬は、勤務した当日又は勤務した日以後速やかに支給する。ただし、その月のうち相当日数の勤務をする場合は、その月分をまとめて翌月15日までに支給することができる。

(2) 月額を支給単位とする委員の報酬は、豊島区の一般職の職員の例による。

2 前項に定めるもののほか、報酬の支給方法に関し必要な事項は別に定める。

(費用弁償)

第4条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は職員の旅費に関する条例（昭和50年豊島区条例第26号）に規定する額とし、支給方法は豊島区の一般職の職員の例による。

3 前項に定めるもののほか、特別な事情があるときは、特別車両料金及び特別船室料金を支給することができる。

別表

職名	報酬の額
豊島区政策評価委員会委員	委員長日額 15,700円
	委員日額 13,700円

## 豊島区政策評価委員会運営要綱

平成 24 年 4 月 1 日  
政策経営部長決定

改正 平成 26 年 7 月 7 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成 26 年豊島区条例第 16 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、豊島区政策評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 条例別表に規定する委員会の担任事務は、行政サービス及び区政運営の改善に資することを目的として、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 区が実施する行政評価の実施方法に関すること
- (2) 区が実施した行政評価の結果に関すること
- (3) 基本計画の進捗状況に関すること
- (4) 実施計画の策定に関すること
- (5) 政策提言に関すること
- (6) その他必要な事項

2 委員会は、区が実施する事務事業等を自ら評価し、区長に対し、その結果の報告及び改善策等の具申を行うことができる。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者で構成し、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治体政策又は行政評価に識見を有する者 8 名以内
- (2) 区職員 5 名以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営部企画課及び政策経営部行政経営課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。



附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成20年4月21日  
区 長 決 定

## 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区自治の推進に関する基本条例（平成18年豊島区条例第1）に規定する区長等が設置する審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めることにより、区の政策形成過程における情報を区民に分かりやすく提供し、もって区民の知る権利の保障に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関
- (2) 区長等が規則、規程、要綱等により設置した会議体で、区の計画等の策定又は区行政の総合調整を主な目的とする区の政策形成に関わるもの

(会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。

(会議の非公開等の決定)

第4条 審議会等は、当該審議会等の会議が次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部の非公開を決定することができる。

- (1) 法令等（法律、命令、条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定により非公開とされる場合
- (2) 豊島区行政情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障があると認められる場合

2 審議会等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の傍聴)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認める者の定員を定めることができる。

3 審議会等は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等を所管する事務局（以下「事務局」という。）は、公開する会

議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を、区ホームページに掲載するほか、区広報紙等により事前に区民に周知しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員及び傍聴の申込方法
- (6) その他事前公表が可能な事項
- (7) 問い合わせ先

(会議録の作成)

第7条 事務局は、当該会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 事務局を主管する課の名称
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 議題
- (6) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別
- (7) 会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
- (8) 会議録の公開、非公開又は一部非公開の別
- (9) 会議録を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
- (10) 出席者の氏名等
- (11) 傍聴人の数（会議を公開又は一部非公開とした場合に限る。）
- (12) 審議経過
- (13) 会議の結果
- (14) 提出された資料等
- (15) その他必要な事項

(会議録の公開)

第8条 事務局は、当該会議に係る会議録（会議資料を含む。）を、会議録の確定後速やかに、次に掲げる方法により、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 事務局での閲覧
- (2) 行政情報コーナーでの閲覧及び区ホームページへの掲載
- (3) その他審議会等が指定する場所での閲覧

2 前項の会議録には、原則として第7条に規定する事項を掲載する。ただし、

第4条の規定により、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、当該会議録の公開方法について、当該審議会が決定するものとする。

- 3 審議会等は、会議録の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 事務局は、当該会議資料について、その内容が非公開情報に該当する場合を除き、閲覧に供するなど情報提供に努めなければならない。
- 5 第1項の規定による閲覧は、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度及び翌年度の始めから2年間行うものとする。

(審議会等の概要の公開)

第9条 事務局は、当該審議会等の概要について明らかにするため、毎年4月1日現在における次に掲げる事項を、区ホームページに掲載するものとする。

- (1) 審議会等の名称
  - (2) 設置根拠法令等
  - (3) 設置年月日
  - (4) 所掌事務
  - (5) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別
  - (6) 会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
  - (7) 委員の構成
  - (8) 開催実績
  - (9) その他公表が可能な事項
  - (10) 問い合わせ先
- 2 事務局は、新たに審議会等を設置したとき又は既に設置されている審議会等に変更等があったときは、前項に掲げる事項について、企画課長へ提出するとともに、速やかに区ホームページに掲載するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱)

第10条 審議会等の会議の公開並びに会議録の作成及び公開について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(補足)

第11条 この要綱の対象とならない会議についても、当該会議体の事務局は、この要綱に照らし、会議及び会議録を公開するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、平成20年4月1日以降に開催される審議会等の会議について適用する。

(会議録の指針の廃止)

3 この要綱の施行に伴い、「会議録の作成に関する指針」（平成 13 年 3 月 28 日 区長決裁）は、廃止する。

（経過措置）

4 この要綱の施行の際、審議会等の会議録で現に作成されているものについては、この要綱の規定を適用する。

## 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱運用指針

## 第1 目的（第1条関係）

本条は、本要綱の目的を定めたものである。

豊島区自治の推進に関する基本条例第18条は、区長等の説明責任の一環として区長等が設置する審議会等の会議の公開原則を定めている。本要綱は、同条に規定された審議会等の会議の公開に関して必要な事項を定めるものであり、各条項の解釈及び運用は、常に同条例における区政情報の共有の理念に照らして行わなければならない。

## 第2 定義（第2条関係）

本条は、本要綱の規定が及ぶ審議会等の範囲について規定したものである。

- 1 附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する法律又は条例の定めるところにより、区の執行機関の附属機関として設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。
- 2 「区長等」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- 3 本条第2号の規定は、区長等が規則、規程、要綱等により設置した会議体のうち、その主たる設置目的が、区の計画等の策定又は区行政の総合調整であるものについて、内部会議も含めて本要綱を適用する趣旨である。
- 4 本条第1号又は第2号に該当する会議は、別表のとおりとする。  
なお、別表に掲げる会議は、審議会等の会議の新設、改正、廃止、名称変更等に応じて、速やかに見直すこととする。
- 5 附属機関以外の会議で、次に掲げる内容を設置目的とする会議体については、本要綱の対象からは除くものとする。

- (1) 専ら軽易な連絡調整又は事務説明を目的とするもの
- (2) 個人や団体の表彰を審査することを目的とするもの
- (3) 専ら個人に関する情報を基礎として、個人の処遇の判定等の審議、審査等を行うことを目的とするもの
- (4) 専ら事業者の選定を目的とするもの

なお、本要綱の対象から除かれる会議についても、その会議の公開に当たっては、本要綱の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

## 第3 会議の公開（第3条関係）

- 1 区行政の透明性、公正性を向上させるため、政策形成過程の情報を可能な限り区民に提供していくという趣旨から、審議会等の会議及び会議録は原則として公開とする。

- 2 「会議」には、附属機関又は会議体自体の会議のみならず、その下部組織として設置する専門委員会、部会等（答申案等を作成する起草委員会に相当するものを除く。）の会議も含むものとする。
- 3 審議会等の会議の委員等には就任依頼時から、事前に本要綱の趣旨である会議の公開原則等の規定について説明をし、了解を得ておくこととする。

#### 第4 会議の非公開等の決定（第4条関係）

- 1 審議会等の会議について、原則に反して、会議の全部又は一部を非公開（以下「非公開等」という。）とする場合は、当該審議会等において決定することとする。
- 2 審議会等が、運営の基本方針として会議の非公開等を決定した場合は、会議開催ごとに非公開等の決定を行う必要はない。ただし、会議の状況により非公開等の取扱いを変更する場合は、審議事項が確定次第決定することとする。
- 3 公開する会議の開催中に、非公開とすべき情報を扱う必要が生じた場合は、非公開とすべき情報に基づく審議事項を後に回し、傍聴者を退席させてから審議するなど工夫をする。
- 4 本条第1項第2号に規定する豊島区行政情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報とは、次のとおりである。

#### 【参考】

##### 豊島区行政情報公開条例

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

(1) 法令等（法律、命令、他の条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の要求若しくは指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることはないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報
- (5) 区の機関の内部若しくは相互間又は区の機関と国等(国、独立行政法人又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)若しくは公開請求者以外のものとの間における審議、検討、協議、調査研究等(以下「審議等」という。)に関する情報であつて、公にすることにより、当該審議等又は当該審議等の結果に基づいて区の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- (6) 区の機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- (7) 区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

5 本条第1項第3号中「当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障があると認められる場合」とは、当該会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障をきたすことが明らかに予想される場合をいう。



- 6 審議会等の会議の非公開等を決定した場合は、区ホームページに掲載する審議会等の概要に非公開理由を明記する。
- 7 当該会議が、新設又は委員等の改選期に当たる場合等で、会議の方針が決定されていないときは、審議会等の概要の「会議の公開」欄を「非公開」とし、その理由を明記する。ただし、事前に委員等に会議の公開について了承を得ているときには、「公開」とする。

#### 第5 会議の傍聴（第5条関係）

- 1 審議会等は、会議の実情に応じて、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。
- 2 傍聴に係る手続その他必要な事項は、当該審議会等が定めることとする。

#### 第6 会議開催の周知（第6条関係）

本条は、会議の公開を区民に周知するため、事前公表の周知方法等について定めたものである。

- 1 区民への周知方法は、区ホームページ及び区広報紙への掲載によるものとし、その他ポスターの掲示、チラシの配布等の手法を幅広く活用するものとする。
- 2 本条に規定する会議開催の周知事項のうち、議題については、区広報紙等への掲載が困難な場合には、省略することができる。
- 3 当該会議が、新設又は委員等の改選期に当たる場合等には、本要綱の趣旨に沿って、事前に委員等に会議の公開について了承を得るなど、より広く区民に事前周知するよう努めなければならない。

#### 第7 会議録の作成（第7条関係）

- 1 「当該会議の公開、非公開にかかわらず」とは、会議の非公開が当然に当該会議録の非公開に帰結するものではないから、たとえ当該会議が非公開であっても、会議録を作成しなければならないという趣旨である。
- 2 本条第2項に規定する会議録の様式は、原則として別記第1号様式とする。  
ただし、事務処理上の困難その他相当の理由があるときは、当該審議会等が決定することにより、会議録の記載事項のうち、審議経過については審議の録音をもってこれに代えることができる。  
なお、審議経過の記載方法については、当該審議会等において決定するものとする。
- 3 事務局は、会議録の記載内容について、審議会等の会議の代表者又は当該代表者が指名した者の確認を得るものとする。ただし、審議会等において別段の確認方法を定めたときは、その定めによる。

## 第8 会議録の公開（第8条関係）

- 1 会議録は2部作成し、1部を区民相談課長に提出し、1部を当該所管課長において閲覧に供する。同様に、会議録を区ホームページに掲載するものとする。
- 2 区民相談課長は、前項の規定により提出された会議録を行政情報コーナーに備え置き、閲覧に供することとする。
- 3 第4条の規定により、会議の非公開等を決定した会議は、会議録の公開の可否及び会議録の公開方法について、当該審議会等が決定するものとする。
- 4 前項により、会議録の非公開等を決定した場合は、会議録の「公開の可否」欄に非公開理由を明記する。
- 5 区ホームページに会議資料を掲載することが技術的に困難である場合には、会議録の「提出された資料等」欄に当該資料の表題を掲載することにより、これに代えることができる。
- 6 会議録の閲覧及び区ホームページへの掲載は、本条第5項の規定にかかわらず、審議会の状況に応じ、長期にわたって行うことができる。
- 7 行政情報としての会議録の保存年限は、豊島区文書保存規程（平成6年豊島区訓令甲第4号）によるものとする。

## 第9 審議会等の概要等の公開（第9条関係）

本条は、審議会の名称、設置根拠、所掌事務等を明らかにするため、審議会等の概要の作成及び公開方法について定めたものである。

- 1 本条に規定する審議会等の概要の様式は、別記第2号様式とする。所管課長は、毎年4月1日現在における審議会等の概要を作成し、区ホームページに掲載するものとする。
- 2 新たに審議会等を設置したとき又は既に設置されている審議会等の名称変更、改正、統合、終了、廃止等の変更があったときは、所管課長は、変更内容を反映させた審議会等の概要を作成し、企画課長に提出する。同様に、当該概要を、区ホームページに掲載し、速やかに区民へ周知するよう努めなければならない。

## 第10 特別の定めがある場合の取扱（第10条関係）

本条は、法令等に会議録の作成及び公開の手続が定められている会議の会議録については、本要綱を適用しないことを定めたものである。

## 第11 対象とならない会議の取扱（第11条関係）

本条は、区民への説明責任の観点から、本要綱の対象からは除かれる会議であっても、会議録を作成し、会議及び会議録を公開するよう努めることが望ましいことを示すものである。

#### 附則関係

- 1 本要綱は、区長決定の日から施行し、平成20年4月1日以後開催する審議会等の会議に適用するものとする。
- 2 審議会等の会議録のうち、本要綱施行時に現に作成しているもの及び、従前より区ホームページ又は行政情報コーナーにおいて会議録を公開しているものについても、本要綱の対象とするものとする。

#### 附 則

この運用指針は、平成20年7月1日から実施する。

#### 附 則

この運用指針は、平成29年2月8日から実施する。

#### 附 則

この運用指針は、平成30年9月1日から実施する。

別表

(1) 附属機関

(平成 30 年 6 月 1 日現在)

NO.	会議体の名称	事務局
1	豊島区基本構想審議会	政策経営部 企画課
2	豊島区自治推進委員会	政策経営部 企画課
3	豊島区政策評価委員会	政策経営部 企画課
4	旧第十中学校跡地活用等基本計画検討委員会	政策経営部 企画課
5	豊島区公の施設指定管理者審査委員会	政策経営部 行政経営課
6	豊島区国際アート・カルチャー都市懇話会	政策経営部 区長室
7	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	政策経営部 区民相談課
8	以下 (略)	

(2) 区の政策形成に関わる会議

(平成 30 年 6 月 1 日現在)

(略)

別記第1号様式(第7関係)

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称			
事務局（担当課）			
開 催 日 時	年	月	日（ ） 時 分～ 時 分
開 催 場 所			
議 題			
公開の 可 否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開      傍聴人数      人	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委 員		
	そ の 他		
	事 務 局		

# 審 議 経 過

No. \_\_\_\_\_

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

会議の結果	
提出された資料等	
その他	





(開催経過)

【平成 年度】

開催回数

審議会等

回

下部組織

回

答申書・計画書等

(開催経過)

【平成 年度】

開催回数

審議会等

回

下部組織

回

答申書・計画書等

(開催経過)

